

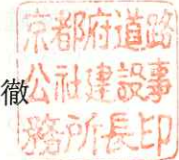
(第2号様式の1)

一般競争入札の実施について

鳥取豊岡宮津自動車道（宮津野田川道路）道路新設工事（補助）案内標識工事の工事請負契約について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成22年7月13日

京都府道路公社建設事務所長 高田



1 入札に付する事項

(1) 工事名 鳥取豊岡宮津自動車道（宮津野田川道路）道路新設工事（補助）案内標識工事

(2) 工事番号 21-22補道新第1号の1-26

(3) 工事場所 宮津市字喜多～須津 地内

(4) 工事概要 延長=6,400m

| | | |
|-----|-----------|------|
| 標識工 | 案内標識（単柱式） | 117基 |
| 標識工 | 案内標識（複柱式） | 13基 |
| 標識工 | 案内標識（片持式） | 7基 |
| 標識工 | 案内標識（添架式） | 2基 |

(5) 工事期間 契約日の翌日から平成23年2月28日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒626-0003 宮津市字漁師1775-26

京都府道路公社建設事務所庶務課

電話番号 (0772) 22-6580

ファクシミリ番 (0772) 22-6646

3 入札に参加する者に必要な資格

| | |
|---------|--|
| 許可の種類 | とび・土工工事業に係る建設業の許可 |
| 認定業種 | 交通安全施設工事 |
| 認定等級 | 資格有り |
| 総合点 | — |
| 営業所所在地 | 京都府内に主たる営業所を置く者 |
| 完成工事高 | 経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査のうち、平成20年4月1日から平成21年10月31日までを審査基準日とし、平成21年10月31日までに通知されている最新のもの。ただし、平成22年2月の競争入札参加資格審査申請者で前述の期間に審査結果通知日がない場合には、当該審査結果通知日が平成22年1月31日までのもの（平成22年度京都府建設工事競争入札参加資格の審査対象となったもの。））における「交通安全施設工事」に係る年平均完成工事高が4,000万円以上の者であること。 |
| 配置予定技術者 | 監理技術者又は主任技術者として、「とび・土工・コンクリート工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。 |
| その他 | 一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおり |

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別記様式1)

(2) 一般競争入札参加資格確認資料

ア 配置予定技術者調書(別記様式3)

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を別記様式3に記載すること(工事経歴欄は記載不要)。この場合において、配置予定技術者として、入札参加資格確認申請時に配置予定者が特定できない場合には、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。

また、施工に当たって配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

イ 確認資料

アの配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写しを提出すること。

なお、(財)日本建設情報総合センターの運営する実績情報システム(CORINS)における「工事カルテ受領書」については、当該実績を証明する資料としては当面の間、取り扱わない。

中小企業庁(各経済産業局)が証明する官公需適格組合が入札参加確認申請を行う場合にあつては、当該組合は各組合員が単独で本入札に参加しない旨の誓約書を提出すること。

ウ 経営事項審査結果通知書の写し

平成20年4月1日から平成21年10月31日までを審査基準日とし、平成21年10月31日までに通知されている最新のもの(ただし、平成22年2月の指名競争入札参加資格申請者で前述の期間に審査結果通知がない場合には、当該審査結果通知が平成22年1月31日までのもの)の写しを提出すること。

エ とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書(様式7号の3)

(ア)「完成工事高」は、経営事項審査結果通知書のうち、とび・土工・コンクリート工事に係る完成工事高の内訳について記入すること。

(イ)「()年平均」は、2年又は3年平均の別(「2」又は「3」)を記入すること。

(ウ)記入する金額は、千円未満の端数を切り捨てて記入すること。「合計」は、交通安全施設工事及び交通安全施設工事以外のとび・土工・コンクリート工事に係る完成工事高の合計を記入すること。

(エ)その他の記入方法は、経営事項審査申請書の別紙一「工事種類別完成工事高(2002帳票)」の記入方法を参考にすること。

オ 交通安全施設工事の工事経歴書(様式7号の4)

(ア)とび・土工・コンクリート工事完成工事高内訳書に記載した完成工事高に対応するとび・土工・コンクリート工事のうち交通安全施設工事の経歴について、営業年度ごとに、それぞれ別にして記入すること。工事实績がない営業年度については、「工事名」欄に『該当なし』と記入すること。

(イ)記入する金額は、千円未満の端数を切り捨てて記入すること。「合計」は、記入した工事の全件数及びその工事の請負代金の総額を記入すること。

(ウ)その他の記入方法は、建設業許可申請書又は経営事項審査申請書の添付書類である「工事経歴書(様式第2号)」の記入方法を参考にすること。

5 入札手続等

| 手 続 等 | 期 間 ・ 期 日 ・ 期 限 等 | 手 続 の 方 法 等 |
|-------------------|--|-------------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 平成22年 7月20日(火) 午前9時から 平成22年 7月30日(金) 午後4時まで | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 平成22年 7月20日(火) 午前9時から 平成22年 8月19日(木) 午後5時まで | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 平成22年 7月29日(木) 午前9時から午後5時まで 平成22年 7月30日(金) 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 質問の受付 | 申請書等に関する質問 ：平成22年 7月30日(金) 正午まで 設計図書に関する質問 ：平成22年 8月 9日(月) 午後5時まで | 共通事項5のとおり |
| 回答の閲覧 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 ：平成22年 8月11日(水) | 共通事項5のとおり |
| 入札日時 | 平成22年 8月20日(金) 午後1時30分から | 共通事項6のとおり |

注) 都合により入札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

7 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

8 支払条件

(1) 前払金

請負代金額の4割以内の金額を前払いする。

(2) 部分払

請負代金額が100万円以上1,000万円未満の場合は1回、1,000万円以上3,000万円未満の場合は2回、3,000万円以上の場合は3回を限度として部分払いする。

9 その他

(1) 平成21・22年度指名競争入札参加資格審査申請において官公需適格組合証明書の写真及び組合員名簿を提出していない事業協同組合については、本一般競争入札の入札参加確認申請をすることができない。

なお、官公需適格組合と組合員とが重複して入札参加資格申請をした場合にあつては、当該組合と当該組合員の双方に対して、本一般競争入札の入札参加確認通知を行わない。

(2) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

また、技術者の配置については、専任配置を徹底するとともに、京都府ホームページに掲載されている「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

(3) (2)の遵守違反が確認された場合においては、京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）がなされていないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査について、一般競争入札参加確認申請の時点において有効な結果通知を受けている者であること。
- (4) 入札に参加する者に必要な資格における許可の種類及び営業所とは、建設業法第3条の規定による建設業の許可の種類及び営業所をいう。
- (5) 入札参加要件等における認定業種、認定等級及び総合点とは、平成22年度京都府建設工事競争入札参加資格の審査結果通知書（平成22年4月1日付け2指第100号及び平成22年7月1日付け2指第100号）における工事の種類、等級及び総合点をいう。
- (6) 入札に参加する者に必要な資格における施工実績については、当該法人又は個人が元請として施工した実績でなければならない。
- (7) 入札に参加する者に必要な資格における配置予定技術者については、当該法人又は個人が直接雇用する技術者でなければならない。

2 設計図書の入手方法等

(1) 確認申請書等の入手方法

確認申請書等の提出様式は、京都府道路公社ホームページからダウンロードすること。
なお、記載例等に留意して使用すること。

(2) 設計図書等の閲覧

閲覧設計図書については、該当の公告に示す閲覧期間（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に、該当の契約条項を示す場所で閲覧することができる。

なお、閲覧設計図書の入手を希望する場合は、申請書を受理した業者にのみ、受付時にCDの交換により配付するので、新しいCD-R（700MB程度）を1枚持参すること。

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、該当の公告に示す提出書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法

入札に参加する者は、該当の公告に示す受付期間内（正午から午後1時までを除く。）に、提出書類を該当の契約条項を示す場所に持参すること。（郵送提出は認めない。）

(2) その他

ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、本公社において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、当該工事の入札への参加を認めないとともに、指名停止措置を行うことがある。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本公社に対して、入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5

日（閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 設計図書等に関する質問回答

(1) 設計図書に関する質問については、別記様式に記入し、該当の公告に示す期限までに、ファクシミリで該当の契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）

なお、回答については、該当の公告に示す日に、質問者及び入札参加資格者全員にファクシミリで回答する。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に関する質問にあつては、随時、速やかに個別に回答する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

入札者は、該当の公告に示す入札日時に、該当の契約条項を示す場所へ入札書及び工事費内訳書を持参し、入札に参加すること。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は千円止めとする。千円未満まで記載した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(3) 工事費内訳書

ア 入札書の提出に併せ、工事費内訳書を提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に対応するようにすること。

ウ 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させること。

なお、合計金額（消費税込み）は、予定価格以下で作成すること。

また、工事費内訳書の表紙には、工事名、工事番号及び商号（名称）のみを記載すること。

エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 公告の3に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

オ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

カ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、入札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

キ 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札

ク 氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案

- 件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札
- ケ 入札の日時において有効な工事費内訳書を提出できていない者の行った入札
- コ 他人の名前又は他の商号が記載された工事費内訳書を提出した者の行った入札
- サ 低入札価格調査に協力しない者の行った入札
- シ 入札日において有効な経営事項審査の結果通知のない者の行った入札

(5) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札箱に入札書を投函するまでは、入札を辞退することができる。この場合、具体的な理由を付した入札辞退届を提出しなければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、指名停止措置を行うことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 契約書作成の要否

要する。

7 入札保証金

免除する。

8 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

9 契約保証金

落札者は、予定価格が500万円以上の工事については、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10 契約書の作成

落札者の決定後、7日以内に契約書を作成すること。（「京都府建設交通部工事請負契約書」に準じた様式）

11 その他

- (1) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (4) 入札後、契約を締結するまでに落札者（共同企業体が落札者である場合は、当該共同企業体及び各構成員）が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (5) 予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。
なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。また、指名停止措置を行うことがある。
- (6) 「京都府建設交通部工事請負契約書」第10条第1項第1号に規定する現場代理人については、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事との兼務はできない。
なお、これに反した場合は、契約の解除及び指名停止措置を行なうことがある。